

配水場維持管理業務委託

(大東配水場夜間、休日等運転監視業務及び
各配水場巡視点検業務委託)

仕 様 書

奈良県広域水道企業団

大和高田事務所

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、奈良県広域水道企業団大和高田事務所2階中央監視室（以下「中央監視室」という。）に係る配水施設の監視及び運転操作等の業務、大東、天満、陵西の各配水場（以下「各配水場」という。）に係る配水場設備並びに施設の巡視点検及び緊急対応業務の委託を円滑に運営するため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、配水場施設の機能を十分発揮達成できるように契約書、仕様書及びその他関係書類に基づき、供給水の安全性と安定供給を最重点とし、能率的及び経済的かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務履行場所)

第3条 業務の履行場所は、中央監視室及び各配水場とする。

(業務の内容)

第4条 請負者は、水道業務の公共性を十分に理解し、各施設を熟知した上で、下記の業務を迅速かつ適切に行わなければならない。

業務の内容は、次のとおりとする。

1 中央監視室に係る配水施設の監視及び運転操作事項

- (1) 中央監視室における各配水場の運転操作、監視及び記録業務（記録時間帯は別途指示する。）
- (2) 県営水道の受水量及び総配水量の把握及び記録業務（記録時間帯は別途指示する。）
- (3) 各種装置、機器の点検
- (4) 大東配水場配水施設の警備、防火及び清掃（中央監視室内）
- (5) 需要家からの給配水設備の修理依頼等に対する関係者への連絡
- (6) 需要家からの電話対応
- (7) 監視及び制御により異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処理を行う。

2 主な巡視点検・運転操作事項

- (1) 各配水場内全ての設備機器の保守点検を行う。
- (2) 配水ポンプの切替及び確認運転等必要な運転操作を行う。
- (3) 非常用発電設備の確認運転を行う（2週間1回 5分間運転）。
- (4) 保守点検に際しては、設備及び施設に異常がないか、計器盤指示計の読取りとともに、五感により十分確認すること。

- (5) 点検及び指示計の読取りは、巡視点検記録として報告すること。
- (6) 配水場でゴミ等を発見した場合は、持ち帰り清掃を行うこと。
- (7) フェンスの破損等を発見した場合は、速やかに補修すること。
- (8) 設備の故障及び施設の異常を発見した場合は、速やかに職員に報告するとともに、故障報告書を提出すること。
- (9) 上記(1)から(5)までの結果記録並びに報告書作成

3 その他の業務

- (1) 各配水場ポンプ等設備機器の軽微な調整及び整備並びに中央監視室の照明器具のランプ切れ交換等軽微な作業については、その都度対応すること。
- (2) 中央監視室内のエアコンのフィルター清掃を、定期的を実施すること（概ね年 2 回実施）。
- (3) 水道検査用水の採水及び水質検査を行うこと（巡視点検毎 3 箇所）週 7 日（休祭日を含む、委託者が指定した日）。
検査項目：色度、濁度並びに残留塩素濃度、pH 値（試薬は受託者が用意）

4 緊急対応業務

- (1) 大雨、台風、停電及び重大事故等施設、設備の異常並びに設備の故障等の緊急事態発生に備えて連絡体制を編成し、緊急対応待機並びに緊急対応業務を遂行するものとする。

（業務従事者の届出・資格要件）

第 5 条 受託者は、前条の業務に係る従事者について、下記のとおり委託者に届け出なければならない。

1 実務経歴

前条 1、2 及び前条 3 の業務に係る従事者は、浄水場等水道施設の運転管理業務について、必要な技術と 1 年以上の実務経験を有する者であることとし、これらを証明できる書類を届け出るものとする。

2 資格要件

前条 2 及び前条 3 の業務に係る従事者は、下記電気関係の資格のいずれかを有する者であることとし、これらを証明できる資格証の写しを届け出るものとする。

※ 電気関係資格

- ・ 1 級又は 2 級ポンプ施設管理技術者
- ・ 第 1 種電気工事士又は第 2 種電気工事士
- ・ 電気主任技術者（第 3 種免状以上）
- ・ 消防設備士（甲種 4 類又は乙種 7 類）

(業務総括責任者・副総括責任者の選任・職務)

第6条 受託者は、業務の遂行に当たって業務総括責任者を選任し、委託者の承認を受けなければならない。業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。なお、副総括責任者は、業務総括責任者の補佐を行うものとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮及び監督を行う。
- (2) 契約書、仕様書及びその他関係書類（現場説明事項を含む。）により業務の目的及び内容を十分理解すること。
- (3) 完成図書等から施設の機能を完全に掌握し、効果的及び経済的に運転すること。
- (4) 従業員の現場研修を行い、技能の向上及び事故の防止に努めること。
- (5) 常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに連絡及び対応できる状態にしておくこと。

(業務総括責任者・副総括責任者の届出・資格要件)

第7条 受託者は、前条の業務に係る従事者について、下記の経歴及び資格要件を有していることを証明出来る書類とともに、委託者に届け出なければならない。

(1) 業務総括責任者

浄水場等水道施設の運転管理、保守点検整備、電機・機械設備、水質分析等の業務（以下「運転管理等業務」という。）全体の総括責任者は、水道技術管理者又は水道管理技士（浄水施設2級以上）の有資格者であること。

(2) 副総括責任者

浄水場等水道施設の運転管理業務の総括責任者を補佐する者は、水道施設管理技士（浄水施設3級以上）の有資格者であること。

(緊急事態発生時の勤務)

第8条 緊急事態発生に備えて、処置対応の準備をしておかなければならない。

〈緊急対応業務〉

- (1) 緊急対応時間帯は、次条に規定する中央監視業務に準ずる。
- (2) 設備の異常を中央監視室の警報並びに指示計により確認したとの連絡を受けたときは、内容を担当職員に連絡するとともに、緊急に対応するため概ね60分以内に現場へ急行するものとする。
- (3) 現場へ到着後、状況を確認し、必要な措置を行うこと。また、状況を職員に報告し、指示を仰ぐものとする。状況により職員が現場へ急行する。
- (4) 緊急対応待機に係る費用については、この仕様書に含まれる（受託者負担）ものとするが、緊急出動及び緊急対応に係る材料費及び人件費は、委託者が実費払うものとする。

(業務の時間)

第9条

〈中央監視業務〉

(1) 業務時間は、平日の午後4時30分から翌日午前8時30分までとする。

(2) 土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日の午前8時30分から翌日午前8時30分とする。

〈巡視業務〉

(1) 業務時間は、原則として午前9時00分から午後1時00分(4時間)までの間で履行するものとし、人員は1名体制により業務を行うものとする。

(提出書類)

第10条 受託者は、この業務について必要な書類を受託者に提出することとし、これらに要する費用も全て負担するものとする。

(1) 着手届

(2) 組織表

(3) 業務従事者名簿

(4) 業務総括責任者選任届

(5) 緊急連絡体制表、系統図

(6) 緊急時対応報告書

(7) 故障報告書

(8) 巡回点検作業計画書

(9) 運転記録報告書・巡回点検記録報告書(日、月、年)

第2章 業務要領

(施設管理計画)

第11条 受託者は、月末までに翌月の業務で計画予定表を作成し、受託者と協議すること。受託者は、施設の管理及び運転操作上問題が生じた場合、その都度、直ちに委託者に報告し、協議すること。

(各種機器の運転)

第12条 受託者は、業務の履行に当たっては、次の要領で行い、その結果を報告すること。

(1) 各種機器の運転操作及び管理

受託者は、業務の範囲において、各種機器の機能及び使命を十分理解し、運転操作を委託者の指示に従って適正に行わなければならない。なお、各種機器の操作

は主として、中央監視室で行うものであるが、特に機器の性能、機構上必要なものについては現場で操作しなければならない。

(2) 非常時等の運転操作及び管理

集中豪雨、台風、停電又は受水制限等の非常時の運転については、受託者に速やかに報告するとともに、委託者の指示に従い的確に対処しなければならない。

(業務報告)

第13条 受託者は、業務実績を明らかにするため、担当職員に業務日誌で毎日報告すること。また、月間管理実績、点検報告書を提出しなければならない。

(安全衛生管理)

第14条 受託者は、業務の遂行に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全規則（昭和47年労働省第32号）等の関係法令を遵守し、水道法（昭和32年法律第177号）による健康診断を実施するとともに、安全衛生管理に常に細心の注意をはらい、労働災害が発生した場合の対策として、救護作業・通報連絡等の訓練を行わなければならない。

(火災の防止)

第15条 施設の火災を未然に防ぐため、火気の的確な取扱い及び後始末を徹底し、火災の防止に努めなければならない。

(巡回及び盗難の防止)

第16条 場内における設備機器等の盗難及び侵入者の防止については、十分監視に努め、業務場所の巡回をしなければならない。

第3章 その他

(事務室等の使用)

第17条 業務履行に必要な事務室、控室は、契約期間中無償で使用するものとするが清掃等の使用上の管理及び汚損等による弁償は、受託者の負担とする。

事務室等の使用に伴う水道水の費用負担については必要としないが、節約に努めなければならない。

(車両)

第18条 業務遂行に必要な車両は、受託者の負担において用意すること。また、必要な燃料及び保険等の諸経費についても、受託者の負担とすること。

車両運転中の事故等については、受託者の責任において解決するものとする。

（提出書類）

第19条 受託者は、この業務について必要な書類を受託者に提出することとし、これらに要する費用も全て負担するものとする。

（一括、再委託の禁止）

第20条 受託者は、業務を第三者に一括委託、又は請け負わせてはならない。

（服務規律）

第21条 受託者は、従業員の服務について次の事項に留意させること。

- （1）従事者は、受託者の指示する制服を着用し、身だしなみに留意するとともに、胸部に名札をつけること。
- （2）従事者は、常に礼儀正しく丁寧な言動、態度をもって人に接すること。
- （3）従事者は、夜間等の需要家からの対応については、丁寧な言動で対応し、必要があれば関係者へ連絡すること。
- （4）従事者は、規律ある行動をとること。
- （5）従事者は、許可無く持ち場を離れないこと。

特記仕様書

第1条 適用

この仕様書は、令和7年度（6月～3月）、8年度、9年度及び10年度（4・5月）の配水場維持管理業務委託に適用する。

第2条 業務時間

業務時間は、平日の午後5時00分から翌日午前8時30分とし、土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日の午前8時30分から翌日午前8時30分とする。

第3条 業務内容

（1）監視業務

中央監視室において、計器盤、ポンプ盤等を監視することによって、大東配水場、天満配水場、陵西配水場の状況を把握し、未然に断水、故障等を防ぐとともに、常に良好な状態であることを確認する。

大東配水場

- ・ 配水場監視制御設備の運転状況管理及び運転記録業務（記録時間帯は別途指示する。）
- ・ テレメーター設備の稼動状況監視
- ・ 配水ポンプ設備の運転及び状況監視及び記録
- ・ 配水池水位の監視及び記録
- ・ 配水圧力、配水流量、水質の監視及び記録
- ・ 県水受水量の監視及び記録
- ・ 受変電設備の稼動状況監視及び記録
- ・ 建築付帯設備の稼動状況監視
- ・ 地震等災害発生時における設備の状況監視
- ・ その他設備の異常の有無、必要な運転操作

天満配水場

- ・ テレメーターにより以下の項目について監視及び記録業務
- ・ 配水ポンプの運転状況の監視及び記録
- ・ 配水池水位の監視及び記録
- ・ 配水圧力、配水流量、水質の監視及び記録
- ・ 県水受水量の監視及び記録

陵西配水場

- ・ テレメーターにより以下の項目について監視及び記録業務
- ・ 配水ポンプの運転状況の監視及び記録
- ・ 配水池の水位の監視及び記録

- ・ 配水圧力、配水流量、水質の監視及び記録
- ・ 県水受水量の監視及び記録

(2) 操作業務

中央監視室において、操作盤で配水ポンプの運転、停止、受水量の配水圧力の調整を行う。

大東配水場

- ・ 受水量の調整（受水弁による。）を行う。
- ・ 配水圧力の調整（圧力設定器による。）を行う。
- ・ 配水ポンプの運転停止を行う。
- ・ 警報発生時の確認と復旧操作
- ・ 地震等災害発生時の対応
- ・ その他担当職員の指示の下に行う操作

天満配水場

- ・ 受水量の調整（受水弁による。）を行う。
- ・ 配水圧力の調整（圧力設定器による。）を行う。
- ・ 警報発生時の確認と復旧操作
- ・ 地震等災害発生時の対応
- ・ その他担当職員の指示の下に行う操作

陵西配水場

- ・ 受水量の調整（受水弁による。）を行う。
- ・ 配水圧力の調整（圧力設定器による。）を行う。
- ・ 警報発生時の確認と復旧操作
- ・ 地震等災害発生時の対応
- ・ その他担当職員の指示の下に行う操作

大東配水場内巡視業務

- ・ 中央監視室、電気室、配水ポンプ室等設備の目視点検
- ・ 各扉、窓の施錠確認及び照明等の確認
- ・ 奈良県広域水道企業団大和高田事務所内の巡視点検

異常時の処置

設備の異常を知らせる警報が発生した場合は、異常内容を確認した上で警報を停止し、適切な処置を行う。

なお、事故の内容が重大な場合はあらかじめ定められた方法により担当職員へ連絡し、指示を仰ぐ。

第4条 業務日誌等の提出

(1) 業務従事者は毎日次に定められたものを記録し、引継者にその内容を報告し、記

録簿を提出するものとする。

- ・ 業務日誌
- ・ 点検記録簿（監視、巡視結果）

（２）受託者は、受託者の定める様式に毎月の従事者の勤務状況報告書を担当職員に提出するものとする。

第5条 特記事項

- （１）業務上必要のない機器、物品等には触れないこと。
- （２）高電圧施設等危険な場所については十分注意して業務を行うこと。